JAIST Repository
https://dspace.jaist.ac.jp/

Title	レジリエンシー分野に見る国際標準形成プロセス
Author(s)	中島，一郎
Citation	年次学術大会講演要旨集，31：408-411
Issue Date	2016-11-05
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/13920
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

JAIST
JAPAN
ADVANCED INSTITUTE OF
SCIENCE AND TECHNOLOGY

Japan Advanced Institute of Science and Technology

２Ｂ２２

レジリエンシー分野に見る国際標準形成プロセス

○中島一郎（早稲田大学）

１．はじめに

レジリエンスの定義には分野によって差があるが，社会活動におけるレジリエンスを扱う ISO/TC292（Security and resilience）では”adaptive capacity of an organization in a complex and changing environment”として使用されている[1]．国際標準化活動の中でこの分野が対象となった契機は 2001 年 9 月 11 日に米国で起きた同時多発テロ事件だった．これを受け、米国は国内セキュリティの担当省庁として DHS[1]を設置（2003 年 1 月）し，国内制度整備，研究開発活動の強化を図った．関連する DHS 事業の一部を担うこととなった米国標準化機関の ANSI[2]は，この分野の国際標準化を ISO に提案(2003 年)し，以降，ISO では多数の関連国際標準が発行されてきている．社会に対する多様なリスク，組織の対応における各国の制度的・慣習的な差異を背景に，活動には紆余曲折があり，国際標準化活動を考察する上での示唆に富むものと考える．初期 5 年間についての前回報告[2]以後の状況を概観する．

２．活動経緯と段階分けの試み

本分野のこれまでの国際標準化活動は表 1 に示すように 4 つの段階に分けて考えることができる．

初期の 3 年間は ISO のさまざまなレベルでの包括的な活動と早期の標準化を目指す試みが行われた．早期標準化は結果としてうまくいかず，ISO の通常プロセスである分野別専門 TC[3]の場での審議が始まり，その成果が PAS[4]として成立するまでが第 2 期の 2 年間である（前回発表はここまで）．

表 1　社会セキュリティとレジリエンス分野の国際標準化の経緯

2003　ANSI（米国国家標準協会）が ISO 理事会にセキュリティ国際標準活動を提案 2004.1　TMB[5]（技術管理評議会）が AGS 設置を決定 2004.6　AGS スタート（ニューヨークで第 1 回開催） 2004.12　AGS 報告書（AGS 終了） 2005.11　SAG-S スタート 2006.4　IWA
2006.5　TC223 スタート（第 1 回総会，ストックホルム） 2007.11　ISO/PAS22399（緊急事態準備と業務継続マネジメントガイドライン）発行
2010.4　SAG-S 報告書 2011.11　ISO22320（危機対応に関する要求事項）発行 2012.3　SAG-S 再スタート 2012.5　ISO22300（用語）発行 2012.5　ISO22301（事業継続マネジメントシステム）発行 2012.5　TC223 初代議長退任
2015.3　TC292 スタート（第 1 回総会，盛岡）

参考文献[3]の表 1.3 を基に追加・修正

初期 5 年間は，個別 TC における審議とは別に，分野横断的な関連組織として AGS[6]あるいは SAG-S[7]が設置されていた．TC とは異なるこれらの組織は具体的標準の策定にあたるものではなく，標準化需要や

[1] Department of Homeland Security
[2] American National Standards Institute
[3] Technical Committee
[4] Publicly Available Specification
[5] Technical Management Board
[6] Advisory Group on Security
[7] Strategic Advisory Group on Security

基本的考え方を審議しており，TC における活動が活発化する時期には活動を終了している．

TC 活動が軌道に乗り，BCM に関する要求標準である ISO 22301 とガイドライン標準の ISO 22313 が発行されるまでの 5 年という時間は，標準策定に要する通常の期間を大きく超えている．目に見える成果を生まないまま続く活動には，日本に限らず，各国内での批判が生じた．ただ，多様な関係者や関係国の考え方が厳しく衝突する課題であったため，それを乗り越えて合意に至るのには長い時間が必要だったと考えることもできる．

これに続く最近の 4 年間は組織再編の時期である．ISO 活動の司令塔である TMB[8]の指示により，複数の TC 等に散在する関連活動を新 TC に集約再編することとなった．この間も通常の標準開発活動は続いているが，新 TC が目指す新しい標準開発の構想や，それを実現する組織体制をどのように整備するかについての議論が繰り返された時期でもある．

３．BCM 国際標準の成立と普及

2003 年に米国が ISO に社会セキュリティ国際標準の策定を提案した時点で，先行する取組みをしていた多くの国には，対応する国内標準やそれに類するものが既に存在していた．主なものを表 2 に示す．なお，このうちの大部分については，表記した成立年以前に，先行版や基礎となった別の標準等が存在しており，各国内では，かなり以前からこの種の標準等が整備されてきていた．

これらはそれぞれの事情に基づいて整備されたものであり，内容には少なからぬ差異がみられた．社会や企業の活動が国際的な広がりを増進する中で，国際的な整合性を持った標準の必要性への認識は高まったものの，具体的な内容について各国間に当初は大きな隔たりがあった．一例として，主に想定する脅威はどのようなものかと問えば，テロのような人為的攻撃とする国もあれば，大規模な自然災害とする国もあり，他方，国境を越えてひろがる疫病流行を対象としたいとする国もある．国ごとに，社会活動における立場ごとに異なる需要と，それに応じた考え方が存在していた．[9]

さらに，各国ごとの標準等は既に普及・定着も進んでおり，米国のように法制で位置づけるもの，日本のように政府の公式ガイドラインとして制定するもの，豪州やイスラエルのように国家標準として発行されるものがあった．英国では，国家標準として発行し，さらに国際的な普及を目指した活動も進んでいた．新しい共通的な国際標準が成立すれば，すでに積み上げられたそれらの成果との関係も再構築する必要がある．他方，中国や韓国では BCM に関する法制が成立し，その具体的内容となる基準として国際標準を活用することが期待されていた．タイ，インドネシアでも類似の状況がみられた．

表 2　主な国内 BCM 標準の制定動向

国	標準名称	主体	成立年
日本	事業継続ガイドライン（第 2 版）	内閣府	2009
米国	NFPA 1600（2010 版）	NFPA	2010
英国	BS 25999-2	BSI	2006
豪州等	AS/NZS 5050	SAA 等	2010
イスラエル	SI 24001	SII	2007

2006 年にスタートした TC223（Societal Security）の初期の成果は PAS 22399（Societal security - Guideline for incident preparedness and operational continuity management, 2007）である．表 2 にある 5 つの標準等（の先行版）に基礎を置くもので，完成版の国際標準（IS）ではなく，3 年後に存続の可否を再検討する性格の PAS（一般公開仕様書）として成立した．[4]

さらに 5 年を要した ISO 22301（Societal security - Business continuity management systems - Requirements, 2012）の発行までの過程が TC223 活動の次の主要な段階と考えることができる．この標準は，審査対象となる組織が実施している活動が充足すべき基準を示している．多数の国が，この国際標準に基づいて国内標準を改訂し，国際的な普及の段階に入った．日本では JIS 22301 として発行し，2013 年度には，普及を図る実証事業が全国で推進された．英国では，国際普及活動の基礎としていた独自の国内規格を ISO 22301 に基づいて全面改訂し，引き続き国際活動を進めている．

---

[8] Technical Management Board

[9] 各国における標準等の整備経緯については，参考文献[5]の付表 1 に概要一覧がある．

３．TC223 から TC292 への再編過程（表 3 参照）

世界 162 国が参加し，登録された専門家が 21,100 人に及ぶ ISO では，具体的な標準策定審議は TC の場で行われる．平均すると毎日どこかで 23 個ほどの会合が開催されている計算[10]だとされる．膨大な活動を続ける ISO 運営の効率化のため，適切な TC の設置・改廃が必要とされ，その権限は TMB にゆだねられている．2014 年 6 月にジュネーブで開催された第 60 回 TMB では，セキュリティ分野の複数の TC や PC を統合する新 TC を 2015 年 1 月 1 日に設置することが決まった．同時に，TC 事務局担当国と参加国の募集が行われている．[6]

第 1 回は 2015 年 3 月に盛岡で開催された．かねて懸案だった TC223 総会の日本開催が，国連防災会議の仙台開催の前週に開催することで，内閣府，経済産業省，岩手県の一致協力で実現している．当初は TC223 総会として準備したいたもので，TC292 の第 1 回総会となったのは偶然である．

新しい TC292 には，TC223(活動中の WG が 5 個)に加え，TC247 (Fraud Countermeasures and Control，同 5 個)，PC284 (Private Security Companu，1 個) が併合することになった．さらに，TC8 (Ships and marine technology) の対象だった ISO 28000 シリーズについても並行的に審議することとなった．

第 1 回開催に先立つ 2014 年 12 月に各国に配布された文書では，これらを機械的に並べた 12 の WG で構成する暫定構成案となっている．[7]

表 3　セキュリティ分野の TC 再編と TC292 の立ち上げ

2013.7	セキュリティ分野の再編について TMB が加盟各国に意見照会
2013.10	Security Coordination Forum 開催
2013.10	TMB が分野再編を議論するタスクフォース設置
2014.6	新 TC 設置を TMB が決定（決議 68/2014）(TC223，TC247，PC284 等を併合)
2014.12	TC292 暫定構成案（寄せ集めによる 12WG 体制）
2015.1	TC292 スタート
2015.3	TC292 第 1 回総会（盛岡）
同上	WG の集約再編案の提示と参加国による投票開始
2015.5	WG 再編投票締切
2015.8	WG 主査指名（WG6 を除く．加盟国の投票結果に基づく）
2015.8	構成に関するタスクフォース開催（ジュネーブ）
2015.9	WG6 主査指名（再投票結果に基づく）
2015.10	構成とプロセスについての文書案とコメント募集
2015.11	第 2 回総会（バリ)，WG 主査会議併催
2016.5	構成，プロセス，カルチャー文書配布
2016.9	第 3 回総会（エジンバラ)，WG 主査会議併催

TC292 の運営は，WG 構成の整理再編（機構)，WG 主査の立候補と加盟国投票（人事)，総会と併催する WG 主査会議（情報交換)，TC 運営のルール（基本ルール）の順に整備が進んだ．この過程を主導したのは，議長国のスウェーデン，WG 主査を獲得した諸国（英，独，仏）と米国であり，TC223 時代に積極的な参画を続けてきた日本は，今回は目立った関与をしていない．

日本とオーストラリアは WG 主査に立候補したが獲得できなかった．米国は，タスクフォースなど関連する諸会議への参画には積極的だが立候補はしなかった．WG 構成と運営についてのタスクフォースは 2015 年 8 月にジュネーブで開催され，参加国は，オーストラリア，カナダ，フランス，ドイツ，イタリア，スウェーデン，スイス，英国，米国であった．TC223 時代の積極的な活動メンバーだった，オランダ，イスラエルの参加がないことは注目される．また，オーストラリアとカナダを除く各国からは，専門家代表に加えて標準化組織 (National Body) 事務局も参加しており，これら諸国の積極的姿勢がうかがわれる．

４．新 WG の主査の選出

暫定的な 12WG が新しい 6WG に集約再編された後の WG 構成を表 4 に示す．TC223 系の内容は WG2，3，5 へ再編，TC247 系は WG4 に集約，TC8 の 28000 シリーズと PC284 の審議内容は WG6 にまとめられた．

[10] TC292 第 3 回総会における ISO 事務局説明.

WG1 は共通する用語の審議を担当する.

WG の運営を担当する主査（convenor）は各国からの立候補と加盟国の投票で指名される．用語担当の WG1 と，TC223/WG3 をそのまま継承する形で編成された新 WG3 では実績のあった主査が無投票で指名された．残る 4 個の WG では複数立候補に基づく投票となった．投票結果による指名は表 4 のとおりである．

表 4　再整理後の WG 構成

旧 TC/WG	現時点で対象とする標準	新 WG と主査
223/WG2, 247/WG2	18641,22300	WG1（カナダ）
223/WG4	17021-6,22301,22313,22312,22316,22317,22318	WG2（英国）
223/WG1, WG3, WG6	22315,22320,22322,22324,22325,22326,22351,22397	WG3（ドイツ）
247/WG1, WG3, WG4, WG5	12931,16678,18482,19564,19998,20229,34001	WG4（ドイツ）
223/WG1, WG6	22319,22397,22398	WG5（英国）
TC8, PC284	18788,22311,28000,28001,28002,28003,28004	WG6（フランス）

参考文献[8]に基づき作成.

WG2 では英国から 2 名の立候補，WG4 では日本とドイツ，WG5 では日本とイギリス，WG6 ではオーストラリアとフランスの競合となった．WG5 では，日本が TC223/WG1 主査，イギリスが同じく WG6 主査を候補とした.TC247 を引き継ぐ新 WG4 では,日本からは旧体制で主査としての実績のある候補者を立てた．接戦ではあったが，結果としてはいずれも主査を獲得することにはならなかった．[9]

なお，WG6 では 2 候補の獲得投票数が同数となり，再投票が行われた．[10]

５．研究課題（メモ）

事実関係を基にした概況報告は以上だが，今後の研究課題について触れておきたい（短期的課題から長期的課題の順に）.

・本分野に関心の高い新興工業国との関係を考慮し，日本はどのような関与をしていくべきか.
・国内における BCM 整備と，上記の関心国における標準への需要をどのように区分あるいは関係づけていくべきか.（国内にはともすればマネジメント標準疲れの議論がある．関心国では日本の災害対応の先進的プラクティスなど，実践的内容に対する需要がある）
・具体的標準のコンテンツに着目した活動だけでなく，TC 活動全般マネジメントへの参画・寄与についてどの程度重視すべきか．その効果，利害得失をどのような方法で評価すればよいか（投入可能な資源・人材は限られており，コンテンツとマネジメントの双方に力を入れることは簡単ではない．距離的なハンディキャップの問題もある．関係者の納得を得られる評価方法も知られていない）
・マネジメントシステムを含め，社会全般の活動に関係する標準に対し，国として対応する体制を再構築する必要はないか.（ISO を含む国際標準機関では 1 国 1 機関の代表制をとる.ISO については JISC が一律に代表機関となっているが，工業標準化法という分野限定的な制度に基づく対応には限界があるのではないか.）

参考文献

[1] ISO, ISO 22300 “Societal Security Terminology”, 2012
[2] 中島一郎,「社会のセキュリティに関する国際標準化の動向」, 研究・技術計画学会年次大会, 2008
[3] 中島一郎ほか,「ISO 22301 事業継続マネジメントシステム要求事項の解説」, 日本規格協会, 2012
[4] ISO, PAS 22399 “Societal Security - Guidelines for Incident Preparedness and Operational Continuity Management”, 2007
[5] 中島一郎ほか,「事業継続マネジメントの実践ガイド」, 日本規格協会, 2011
[6] ISO, TMB Resolution 68/2014, 2014
[7] ISO, TC292 N11 “Interim structure and Temporary Working Group”, 2014
[8] ISO, TC292 N68 “Proposed interim structure”, 2015
[9] ISO, TC292 N138 “Result of voting - Appointment of convenors secretaries for ISO/TC292 subgropups”, 2015
[10] ISO, TC292 N149 “Result of voting - Appointment of convenor secretary for ISO/TC292/WG6”, 2015